3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

		課移	分 分	非 課	税分	合	計
Þ	玄 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公 		2, 518, 308	385, 947	31, 857, 645	98, 205	34, 474, 158	385, 947
社	債	3, 280, 033	502, 337	252, 464	14, 270, 001	17, 802, 498	502, 337
	銀 行 預 金	13, 354, 970	2, 030, 589	226, 209	1, 864, 137	15, 445, 316	2, 030, 589
預貯金	銀行以外の金融機関の預金	12, 696, 224	1, 867, 870	396, 847	11, 198, 119	24, 291, 190	1, 867, 870
	その他勤務先預金等の利子	3, 242, 654	504, 192	49, 869	_	3, 292, 523	504, 192
合同運用信託の収益の分配		99, 560	15, 105	4, 204	13, 156	116, 920	15, 105
公社債投資	信託の収益の分配等	147, 331	20, 251	11	818	148, 160	20, 251
小計		35, 339, 080	5, 326, 291	32, 787, 249	27, 444, 436	95, 570, 765	5, 326, 291
定期積金の給付補てん金等		623, 683	95, 517	_	16, 181	639, 863	95, 517
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益			186, 176	190, 214	1	1, 125, 215	186, 176
割 引 債 の 償 還 差 益		_	_	_	_	_	_
計		36, 897, 762	5, 607, 984	32, 977, 463	27, 460, 618	97, 335, 843	5, 607, 984

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)のほか、租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。
 - 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
 - 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償還差益等に係る分離課税等)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区分	課移	总 分	非 課 税 分	合	# H
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定投資法人の投資口 の配当等	千円 155, 128, 579	千円 30, 464, 293	千円 14, 207, 810		千円 30, 464, 293
投資信託 (公社債投資信託及び公募公社 債等運用投資信託を除く。) 及び特定受 益証券発行信託の収益の分配等	2, 805, 886	429, 721	1, 021, 890	3, 827, 775	429, 721
源泉徴収選択口座内配当等	59, 617, 791	9, 126, 539	-	59, 617, 791	9, 126, 539
計	217, 552, 256	40, 020, 553	15, 229, 699	232, 781, 955	40, 020, 553

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に 基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する非課税分のほか、租税 特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われた もの及び租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税分である。
 - 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調 整 所 得 金 額 等	源	泉	徴	収	税	額
	千円						千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	26, 547, 575					4, 06	3, 611

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

		官	· 广	そ 0	の 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸給、給料、賞与	1, 398, 913, 041	47, 919, 074	8, 162, 491, 420	207, 273, 955	9, 561, 404, 461	255, 193, 029
給与所得	日雇労働者の賃金	2, 836, 700	97, 578	95, 539, 968	1, 488, 927	98, 376, 668	1, 586, 505
	計	1, 401, 749, 741	48, 016, 652	8, 258, 031, 387	208, 762, 882	9, 659, 781, 129	256, 779, 534
退	職 所 得	109, 585, 766	1, 564, 375	97, 146, 484	3, 614, 518	206, 732, 250	5, 178, 893
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	195	=	195

調査対象等: 給与等の支払者から平成27年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成26年2月から 平成27年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明: 1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業 団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出 することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演 料 等 の 報 酬 又 は 料 金	A A (1 B) A	千円 977, 752
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	34, 696, 080	4, 779, 235
法第	診 療 報 酬	53, 628	4, 689
完 2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金		1, 942, 722
4 条	芸能等についての出演・演出等の 報 酬 又 は 料 金	1 1118 /hh	125, 446
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金		1, 006, 859
	契 約 金・賞 金	3, 736, 787	152, 624
	小 計	89, 847, 557	8, 989, 326
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	17, 975, 941	362, 791
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	24, 509, 135	149, 626
法 第 17	4条該当(馬主が受ける競馬の賞金等)	260, 273	7, 215
	計	132, 592, 905	9, 508, 958
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	0

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成27年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成26年2月から平成27年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区分		支 払 金 額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子	· 等	千円 5,400	千円 407
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当 投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資 を除く。) 及び特定受益証券発行信託の収益の分配		1, 196, 162	157, 810
匿名組合契約に基づく利益の	分配	-	-
給	等	670, 338	125, 554
退職所	得	1, 365	233
役務の報	酬	682	154
工業所有権その他の技術に関する権利等の使 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対		91, 960	9, 131
著作権の使用料又はその譲渡による	対 価	66, 420	6, 172
貸 付 金 の 利	子	133, 255	20, 025
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空 船 舶 の 貸 付 に よ る 所		277, 921	52, 738
機 械 等 の 使 用	料	-	-
土地等の譲渡による対	価	2, 918, 399	325, 827
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対	一価	673, 370	133, 580
生命保険契約等に基づく生	手 金	-	-
賞	金	17, 900	661
合 計		6, 053, 171	832, 291

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国 法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。